

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2024年6月19日
【会社名】	トランコム株式会社
【英訳名】	TRANCOM CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 神野 裕弘
【本店の所在の場所】	名古屋市東区葵一丁目19番30号
【電話番号】	(052)-939-2011 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部担当 新田 大輔
【最寄りの連絡場所】	名古屋市東区葵一丁目19番30号
【電話番号】	(052)-939-2011 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部担当 新田 大輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、2024年6月18日開催の当社第67回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2024年6月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金70円 総額655,531,870円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2024年6月19日

その他の剰余金処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 3,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

当社及び子会社の業務範囲への適正な対応のため、現行定款第2条(目的)に、目的事項の変更を行うものであります。なお、(1)「貨物自動車運送事業」及び(2)「貨物利用運送事業」は、運送事業で受託する業務範囲を適正に網羅することに対応するものであります。また、(12)「労働者派遣事業」は、特定労働者派遣事業(届出制)と一般労働者派遣事業(許可制)の区別が廃止され、全ての労働者派遣事業が許可制となったことに対応するものであります。

第3号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

監査等委員でない取締役として、清水 正久、武部 篤紀、神野 裕弘、上林 亮、佐藤 敬、宇佐川 邦子を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、川村 和夫、中野 雅之を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、竹尾 卓朗を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	81,395	19	4	(注)1	可決 99.97
第2号議案 定款一部変更の件	81,398	16	4	(注)2	可決 99.98
第3号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件				(注)3	
1 清水 正久	79,529	1,885	4		可決 97.68
2 武部 篤紀	79,383	2,031	4		可決 97.50
3 神野 裕弘	78,351	3,063	4		可決 96.23
4 上林 亮	79,550	1,864	4		可決 97.71
5 佐藤 敬	79,583	1,831	4		可決 97.75
6 宇佐川 邦子	81,249	165	4		可決 99.79
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件				(注)3	
1 川村 和夫	67,160	14,250	4		可決 82.49
2 中野 雅之	81,252	162	4		可決 99.80
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件				(注)3	
竹尾 卓朗	81,378	36	4		可決 99.95

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上